

# 災害時における生活関連物資の供給に関する協定書

令和4年10月25日

## 災害時における生活関連物資の供給に関する協定書

彦根市（以下「甲」という。）とアイリスオーヤマ株式会社（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要となる生活関連物資（以下「物資」という。）の緊急調達について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、彦根市地域防災計画に定める災害およびこれに準じる災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

### （物資の供給等）

第2条 甲は、災害時において物資の供給を必要とするときには、乙に対して物資の確保および安定供給について要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、物資の運搬等可能な限り必要な活動を行うものとする。ただし、乙が被災したときは、この限りでない。

3 物資の供給数量は、甲の要請に乙が応じかねるときは、甲・乙協議の上、決定するものとする。

### （要請手続）

第3条 甲は、物資供給要請書（別記様式第1号）により、乙に対して要請手続を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに物資供給要請書を提出するものとする。

2 乙は、甲から物資供給要請書（別記様式第1号）による支援の要請があった場合は、供給可能な在庫品目、数量等について情報提供し、可能な限り支援に努めるものとする。

### （費用の負担）

第4条 甲の要請した物資および運搬に要した費用は、甲の負担とする。ただし、乙が自主的に行う救援物資に伴う費用は、乙の負担とする。

2 甲が支払うべき代金は、物資の供給および運搬後、乙の提供する物資調達確認書（別記様式第2号）等に基づき甲が検査を行い、甲・乙協議の上、災害時直前における適正価格をもって決定するものとする。

3 前各項に規定するもののほか、この協定による応援活動に要する経費については、甲・乙が協議して定める。

### （物資の引渡し）

第5条 物資の引渡し場所および運搬場所は、甲が指定するものとする。

2 甲は乙に対して、彦根市地域防災計画に定める市内配送拠点、避難場所等の情報を提供し、災害に備えるものとする。

3 物資の運搬は、甲または乙が指定する者が行う。ただし、必要に応じて、乙は甲に対し運搬の協力を求めることができる。

(有効期限)

第6条 協定の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の期間満了の日の1箇月前までに甲・乙のいずれからも異議の申立てがないときは、この協定をさらに1年間延長するものとし、以後同様とする。

(情報交換)

第7条 甲と乙は、平常時から物資の供給協力について情報交換を行うとともに、連絡体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項またはこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲・乙協議の上、決定するものとする。

(協定の発効)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を発生するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年10月25日

甲 彦根市元町4番2号

彦根市

彦根市長 和田裕行

乙 宮城県仙台市青葉区五橋二丁目12番1号

アイリスオーヤマ株式会社

代表取締役社長 大山晃弘

別 記

様式第1号(第3条関係)

第 年 月 号  
日

様

彦根市長

## 物 資 供 給 要 請 書

災害時における什器・備品等の供給に関する協定書第3条の規定により、次の物資の供給を要請します。

品 名	規 格	数 量	引 渡 場 所	引 渡 日 時

年 月 日

彦根市長 様

供給者  
所在地  
名称  
代表者

### 物資調達確認書

年 月 日付け物資供給要請書により、次の物資を供給したことを報告します。

品名	規格	数量	引渡場所	引渡日時

物資搬入者 \_\_\_\_\_

物資受取者 \_\_\_\_\_